

町人事行政の運営等の状況について

町の人事行政の運営について公正性・透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の人事・給与の状況を次のとおりお知らせします。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 採用者数および退職者数の状況

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの退職者は20名、平成30年4月2日から平成31年4月1日までの採用者は8名です。

(2) 定員の状況 (平成31年4月1日現在)

予算費目	職員数	
	平成30年	平成31年
議会	3	3
総務	33	33
税務	10	10
民生	36	34
衛生	22	19
農林水産	6	6
商工	2	2
土木	9	9
教育	32	33
一般会計計	153	149
国保事業	3	2
診療所	2	2
介護保険	6	6
下水道	2	3
水道	8	0
特別会計他計	21	13
合計	174	162

●上表には特別職(町長、副町長、教育長)および再任用職員を含みません。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	一般職員	一般職員	主任	主査
職員数	3人	8人	11人	35人
構成比	3.0%	8.0%	11.0%	35.0%

区分	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	課長補佐・副主幹	次長・課長・主幹	部長・理事	
職員数	15人	20人	8人	100人
構成比	15.0%	20.0%	8.0%	—

- 一般行政職とは、教育および特別会計(企業会計を含む)部門を除く技能労務職以外の職員をいいます。
- 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容には、各級に該当する代表的な職名を掲載しています。
- 端数調整により、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2 人件費および職員給与費の状況

(1) 人件費の状況 (平成30年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (平成31年3月末現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
19,630人	6,387,728千円	1,829,106千円	28.63%

●人件費には、特別職および非常勤職員等に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成30年度一般会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費B/A
	給料	職員手当など	期末・勤勉手当	計B	
153人	649,889千円	162,381千円	278,559千円	1,090,829千円	7,130千円

- 職員手当等には退職手当を含みません。
- 職員数は、平成30年4月1日時点の人数で、特別職および再任用職員を含みません。

3 職員の人事評価制度の状況

職員の能力開発や指導育成、職務能力の向上を目的とし、平成19年度より勤務評定制도를実施してまいりましたが、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度より名称を「人事評価制度」と改めるとともに、主に評価基準や評価項目を見直し、同制度を実施しております。

4 職員の給与の状況

(1) 初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	194,000円
	高校卒	164,200円
		203,500円
		178,000円

(2) 平均給料月額と平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	355,700円	48歳8ヶ月
技能労務職	347,200円	53歳1ヶ月

(3) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	270,900円	321,700円
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし
			353,600円
			該当職員なし

●経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(4)ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
92.7	92.8	92.4	97.7	97.7

●ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の本町職員の給与水準を示す指数です。

(5)職員手当の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	支 給 内 容		
期末・勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.30月分	0.925月分
	12月期	1.30月分	0.925月分
	計	2.60月分	1.85月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有			
退職手当	年数	自己都合	定年前早期・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
定年前早期退職特例措置2~45%加算			

●期末・勤勉手当とは、民間のボーナスに相当する手当です。

区 分	支 給 内 容	
扶養手当	・配偶者	月額 6,500円
	・子1人につき	月額 10,000円
	・配偶者及び子以外の扶養親族1人につき	月額 6,500円
	・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子1人につき	月額 5,000円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員	最高月額27,000円
通勤手当	交通機関等利用者 自動車等使用者 ※いずれも通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給	最高支給限度額55,000円/月 2,000円~31,600円
地域手当	給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額。 医師にあっては月額150,000円以内。	
管理職手当	部 長 級	60,000円
	理 事	55,000円
	次 長	50,000円
	課 長 級	45,000円
	主 幹	40,000円
	課長補佐 副 主 幹	35,000円 30,000円
特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	1日1,000円
	行路病人等収容護送作業手当(病人)	1件1,000円
	(死亡)	1件2,000円
	町税等滞納徴収事務手当	1日 200円
	死獣収集搬送手当	1件1,000円
	医師研究手当	1月250,000円以内

(6)特別職(教育長を含む)の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給料月額等	区 分		給料月額等
給 料	町 長	820,000円(574,000円)	報 酬	議 長	380,000円
	副町長	720,000円(648,000円)		副議長	330,000円
	教育長	650,000円(585,000円)		議 員	300,000円

●町長、副町長および教育長の給料は減額中(令和5年3月まで)のため、()内の月額となっています。

5 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間 (平成31年4月1日現在)

区 分	勤務時間等
1日当たりの勤務時間	本庁・吉川支所など標準的な場合 月曜日~金曜日(国民の祝日および12月29日~翌1月3日を除く) 午前9時~午後5時30分 休憩時間45分を除く実質7時間45分勤務

(2)年次有給休暇の取得状況 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

平均取得日数	消化率
12.3日	32.2%

●左表の対象職員は、非現業の一般職に属する職員のうち、町長部局の職員で月曜日から金曜日に勤務時間が割り振られている者としています。

(3)休暇の種類 (平成31年4月1日現在)

年次有給休暇以外の休暇としては、療養休暇、介護休暇、特別休暇があります。

また、特別休暇に含まれる休暇としては、結婚休暇、妊娠通勤緩和休暇、産前・産後休暇、出産補助休暇、育児時間、生理休暇、子の看護休暇、介護(短期)休暇、忌引休暇、ドナー休暇、リフレッシュ休暇、夏季休暇、ボランティア休暇などがあります。

6 休業に関する状況(平成30年度)

休業の種類	取得者数
育児休業	0名

7 分限および懲戒の状況(平成30年度)

処分内容	処分者数	処分手由	処分内容	処分者数	処分手由	
分 限	免職		懲 戒	免職		
	降任			停職	1名	法令違反による
	休職			減給		
	降給			戒告		

- 分限処分とは、公務能率の維持を目的とした不利益処分です。
- 懲戒処分とは、職員の道義的責任の追求を目的とした不利益処分です。

8 服務の内容

職員には、地方公務員法の規定により、法令および上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。

また、綱紀保持の徹底等を図るため、豊能町職員等の倫理行動規範、豊能町内部通報に関する要綱および豊能町職員の公正な職務執行の確保に関する要綱を策定しております。

9 退職管理の状況(平成30年度)

豊能町では、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例等を制定し、再就職の公正性・透明性の確保及び信頼性を高めるため、退職時に一般職の課長級以上であった職員のうち営利企業等へ再就職した者に、再就職状況の届出を義務付けています。

平成30年度においては、1件(1名)の届出がありました。

10 研修の状況(平成30年度)

研修名	研修回数	参加人数	研修名	研修回数	参加人数
階層別研修	6回	107名	おおさか市町村職員研修研究センター主催研修(能力向上・専門実務研修、システム研修、セミナーなど)	30回	37名
専門実務研修	3回	301名			
人権研修	3回	21名			
その他の研修	5回	134名			

11 福祉および利益の保護の状況(平成30年度)

区 分	内 容
健康診断	定期健康診断、胃部検診、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施
共済制度	大阪府市町村職員共済組合に加入
公務災害	地方公務員災害補償基金大阪府支部より補償
職員福利厚生事業	職員厚生会で実施 【主な事業内容】 親睦旅行やスポーツレクリエーションの実施、民間事業者委託による宿泊補助や施設利用補助 等

12 公平委員会の業務の状況(平成30年度)

業務の種類	件 数	業務の種類	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件	不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

年末調整説明会のご案内

令和元年分の年末調整の仕方、法定調書の作成方法等についての説明会を次のとおり開催します。

- ① 11月21日(木) 池田市民文化会館小ホール 池田市天神1-7-1
 - ② 11月26日(火) 豊中市立アクア文化ホール 豊中市曽根東町3-7-2
 - ③ 11月28日(木) 箕面文化・交流センター8階大会議室 箕面市箕面6-3-1 みのおサンプラザ1号館
- ※各会場とも午後1時～3時。会場へのご来場は、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

消費税軽減税率制度説明会のご案内

年末調整説明会当日に消費税軽減税率制度の概要や事業者支援措置（補助金）についての説明会を開催します。詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

※各会場とも午後3時～3時55分

問=税務課 ☎739-3417

たんぽぽメールに登録しましょう！



「たんぽぽメール」では、災害時の避難情報、近隣の主要道路の通行止めの情報をはじめ、子ども・防犯その他緊急情報、公共施設の情報などをメールで配信しています。

皆さまも下記の登録方法を参考に、ぜひ登録してください！

【登録方法】…右の二次元バーコードを読み込む等して
tanpopo.toyono-town@raidens3.ktaiwork.jp へ空メールを送信

(※事前に「@town.toyono.osaka.jp」からのメールが受信できるよう設定を行ってください。)

⇒「仮登録完了」メールを受信し、画面の指示に従って本登録を行ってください

問=秘書政策課 ☎739-3413



大阪府

【個人事業税のお知らせ】

第2期分の納期限は、 12月2日(月)です。 期限内に忘れずに納めましょう！

納付書は、8月に第1期分と一緒に送付しています。
(口座振替ご利用の方を除きます。)

*年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

*納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。

*詳しくは、豊能府税事務所
(☎752-4111)へ
お問い合わせください。

府税のホームページ

府税あらかると

検索

©2014 大阪府もずやん



自衛官募集

《高等工科学校生徒》

●高等工科学校生徒とは

将来陸上自衛隊において、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても自信をもって対応できる自衛官となる者を養成するために、中学校卒業予定者等を対象に採用する制度です。そのため、個人の適性に応じて、幅広い教養と豊かな人間性を養い、将来陸上自衛官として大きく進展できる基礎を作ります。

応募資格=(推薦)中卒(見込含)17歳未満の男子かつ学校長の推薦必要

(一般)中卒(見込含)17歳未満の男子

受付期間=(推薦)11月1日(金)～11月29日(金)

(一般)11月1日(金)～2020年1月6日(月)

試験科目=口述試験、筆記試験(作文を含む。)及び身体検査

試験日程=(推薦)2020年1月5日(日)・6日(月)で指定する1日

(一般)1次:2020年1月31日(金)～2月3日(月)までの間の指定する1日

問=自衛隊豊中募集案内所

☎FAX 06-6843-8400



わたしが変われば、地域が変わる。

とよのわたし研究室

2期生

豊能町で暮らす女性の“生き方”応援プロジェクト

「とよのわたし研究室」第2回研究テーマ発表会を開催します！

日時：令和元年11月16日(土) 12:00～16:00

(受付11:30～)

場所：ユーベルホール ロビー 入場無料



豊能町で見つける、これからのわたらしい生き方。

豊能町では、昨年度に引き続き、豊能町在住・在勤の女性に向けた生き方探求プログラム「とよのわたし研究室」を開講中。現在11名の研究生(受講生)が本質から自分を見つめ直し、“これからのわたらしい生き方”を研究しています。彼女たちがどんな思いで自分自身と向き合い、何に気づき、これから先の未来をどんな風に生きていきたいと願っているのか。今見えてきた答えを“研究テーマ”として発表します。

「もう一度自分を見つめ直したい」 「私にも何か役に立てることがあるのかも」

そんな思いを抱えた女性たちが、わたしらしさを発見するまでのストーリーを、ぜひ会場でご覧ください。

次の人生の道しるべを示す ゲストメッセンジャー



地域事業者や民間企業・行政関係者など、とよのわたし研究室を応援いただいている方々を町内外からお迎えし、これからの生き方のヒントとなるメッセージをいただきます。

あの時の「研究テーマ」、実現しています！



昨年度のとよのわたし研究室から生まれた“研究テーマ”が、現在続々と実現中！それぞれのペースで自分らしい生き方が花開いています。

研究テーマの例

- ・とよので暮らす人たちのしあわせサポーター
- ・やってみたいを応援する場づくり
- ・書を通して、笑顔の人を増やす

イベントの詳細は、豊能町ホームページをご確認ください。

お問い合わせ：豊能町住民人権課 女性活躍室 072-739-3418

2019年度 人権を考える集い

もし、あなたの子や孫や兄弟が、あるいは親戚や親しい友人が40年以上も北朝鮮に捕われているとしたら、どうされますか？

もし、あなた自身が北朝鮮に狙われているとしたら、どうされますか？

2002年10月に北朝鮮による5名の拉致被害者が帰国してから、17年が経過しています。当時の国内世論の高まりにもかかわらず、その後、1人の拉致被害者も帰国することはなく、解決の糸口も見えません。

拉致問題は何の落ち度もない国民が、他国に連れ去られたあげく、何十年にもわたって身柄を還されることも、連絡もできないまま続いている現在進行形の最大の人権侵害です。

今年の人権を考える集いでは、拉致被害者の蓮池薫さんをお招きし、皆さんと一緒に考えたいと思います。

内＝第1部 人権に関する標語等募集事業表彰式（一般の部・小中学生の部）

第2部 蓮池 薫さん講演会

「夢と絆～北朝鮮での24年間、そして今～」

蓮池 薫さんプロフィール

1957年新潟県柏崎市生まれ。中央大学法学部3年在学中に拉致され、24年間、北朝鮮での生活を余儀なくされる。

帰国後、1年間の市役所勤務を経て、新潟産業大学嘱託職員・非常勤講師として働くかたわら、中央大学に復学。

2005年には初の訳書『孤将』を刊行。2008年3月中央大学卒業。2013年3月新潟大学大学院博士前期課程修了。2013年4月～新潟産業大学経済学部准教授。

時＝11月30日（土）午後1時30分開場 第1部：午後2時開演（予定） 第2部：午後2時40分開演（予定）

所＝ユーベルホール

主催＝豊能町人権まちづくり協会

後援＝豊能町・豊能町教育委員会

協力＝社会福祉法人豊能町社会福祉協議会・豊能町ボランティア連絡会

¥＝無料

その他＝当日は、手話通訳、文字通訳、補聴器の貸し出し（数量限定）を行います。



《蓮池 薫さん》

（第2部 蓮池 薫さん講演会）

申＝第2部は指定席になります。郵便往復はがき（私製のをそく）に以下を記入してお申し込みください。

【往信用裏面】（1）郵便番号（2）住所（3）氏名（4）電話番号

【返信用表面】（1）郵便番号（2）住所（3）氏名

【返信用裏面】何も書かないでください。（結果を印刷してご返送いたします。）

（送付先）〒563-0292 豊能町役場住民人権課内 豊能町人権まちづくり協会事務局

締＝11月11日（月）当日消印有効

※応募多数の場合は、町内在住の方を優先し、抽選のうえ入場券（兼返信ハガキ・1枚で1人入場）をお送りします。

※記入に不備があった場合や、往復郵便はがき以外でのご応募は無効となりますのでご注意ください。

※はがきへの、シール・紙貼り、修正ペンでの訂正は、印刷の際に支障をきたしますのでご遠慮願います。

員＝約400名（第1部被表彰者の人数等により変動いたします。）

・東地区の方には、送迎バスを配車します。

【往路】中央公民館横ロータリー 午後1時15分発（西公民館下行き）

【復路】西公民館下 公演終了後（中央公民館ロータリー行き）

※定刻に出発します。なお、就学前のお子さんはご乗車になれませんので、ご了承ください。

・来場者の方に人権カレンダー（2020-21）と障害者サービス事業所「豊能町立たんぼぼの家」「ひまわり」の利用者が作成された製品等をお配りします。（数に限りがあります。）

問＝豊能町人権まちづくり協会事務局（豊能町住民人権課内）☎739-3402（直通）

案内一般

町議会 9月定例会議 (9月22日～23日)

町長が提出し、議決等された案件および主な内容は次のとおりです。

○豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めらるる件

教育委員会委員の任期満了に伴い、同委員として次の方の任命に際し、議会の同意を求めらるるものです。

住所 川尻502番地

氏名 宮崎 純光

○豊能町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法に基づく会計年度任用職員を採用するに当たり、同職員の給与及び費用弁償について条例を制定するものです。

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員が導入されること等に伴い、関係条例において所要の改正を行うものです。

○豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例制定の件

太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、森

林の伐採等による土砂災害の防止並びに緑豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全に寄与するため、太陽光発電施設の設置、維持管理等に関する事項を定めるものです。

○豊能町附属機関に関する条例改正の件

従前の豊能町総合計画審議会を廃止し、総合まちづくり計画の策定に関する必要な事項についての調査審議に関する事務を行う附属機関を設置するものです。

○豊能町印鑑条例改正の件

住民基本台帳法施行令の改正により、住民票に旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏が住民票に記載されている場合は旧氏の印鑑も登録することができるなど、所要の改正を行うものです。

○豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の償還等について、償還免除事由に破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときを追加するなど、所要の改正を行うものです。

○豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等改正の件

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、用語の定義を改めるなど、所要の改正を

行うものです。

○豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件

消防団員の定数を改めるとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、欠格事項について、所要の改正を行うものです。

○令和元年度豊能町一般会計補正予算の件(第3回)

既定の歳入歳出予算の総額に1,646万7千円を増額し、予算の総額を70億2,530万4千円とするものです。

歳出の主な内容は、牧地区ほ場整備事業に係る機構集積協力金の増額及び府への基本設計負担金、幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育などの負担金及び人件費です。

○令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件(第3回)

既定の歳入歳出予算の総額に1,571万1千円を増額し、予算の総額を23億2,955万7千円とするものです。

歳出の主な内容は、前年度給付実績の精算に伴う国・府への償還金および介護給付費準備基金への積立金です。

○令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件(第2回)

既定の歳入歳出予算の総額に7万8千円を増額し、予算の総額を4億7,628万8千円とするものです。

歳出の内容は、消費税率の改定に伴うときわ台中継ポンプ場保守管理委託料の増額です。

次の平成30年度決算(7件)および健全化判断比率及び資金不足比率については、広報とよの10月号に記事を掲載しました。

○平成30年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について

○平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

○平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について

○平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

○平成30年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

問 総務課 ☎ 739-3415

大阪府・豊能地域3市2町 合同防災訓練を実施します

豊能地域3市2町は、各種災害に対する連携の強化、行政を含む防災関係機関の技術の向上、地域住民の防災意識の高揚などを目的として、平成13年度より合同で防災訓練を実施しています。なお、今年度は、大阪府と合同で実施します。

時 11月15日(金) 午前10時～正午

(小雨決行。ただし、気象警報が発表された場合は中止します。)

所 11 能勢町常名月グラウンド(能勢町柏原87番地)

内 11 起震体験、広報活動、避難誘導、トリアージ、被災者搬送、水道給水、停電復旧、土砂災害家屋救出、救援物資輸送

展示コーナー 11 特殊車両・計器等の展示、パネル展示、パンフレットの配布等
主催 11 大阪府、能勢町、池田市、箕面市、豊中市、豊能町

※見学は自由です。見学者用の駐車場を設けておりますが、できる限り乗り合わせてのご来場に、ご理解・ご協力をお願いします。

問 11 総務課 ☎7399-3415

『成年後見制度講演会』を開催します

最近、テレビや新聞等で「成年後見制度」というフレーズを見聞きしま

んか?

認知症や障害などの理由で、判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行うときに、不利益をこうむることを防いでくれる制度ですが、ちよつと難しいと思っっている方が多いのではないのでしょうか。

そこで、わかりやすく初心者向けに、成年後見制度についての講演会を開催します。

どうぞお気軽にご参加ください。

時 11月18日(月) 午後2時～4時

所 11 保健福祉センター集団検診室

員 11 40名程度【要予約】

講師 11 太田・柴田・林法律事務所

協田俊宏弁護士

申 11 電話またはメール

問・申込先 11 福祉課



☎7399-3420(直通)

✉fukushi@town.toyono.osaka.jp

住民票やマイナンバーカード等に旧氏(旧姓)が併記できます

11月5日(火)から、住民票やマイナンバーカード等への旧氏併記が可能となることに伴い、旧氏併記にかかる手続きの受付を開始します。

住民票に旧氏(旧姓)を併記するためには、戸籍謄本等をご用意いただき、役場本庁または吉川支所です。必要

また、住民票に旧氏の記載がされると、旧氏を示す印で印鑑登録が可能となります。

旧氏(旧姓)は、1人1つだけつけることができ、初回のみ、過去の氏の中から1つを選んで併記することができます。

★手続きに必要なもの

- ①当該旧氏(旧姓)の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至るまでのすべての戸籍謄本
- ②マイナンバーカードもしくは通知カード

問 11 住民人権課 ☎7399-3418

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(毎年11月12日～25日)の左記の期間において、法務省の「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。平日の受付時間を延長し、土日の相談もを行いますので、ぜひご利用ください。

☎0570-070810(女性の人權ホットライン)

実施期間 11月18日(月)～24日(日)

午前8時30分～午後7時
※23日(土)・24日(日)は午前10時～午後5時

内 11 夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメン

ト、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題

担当者 11 人権擁護委員および法務局職員

問 11 大阪法務局人権擁護部

☎06-6942-9406

住民人権課 ☎7399-3402

ご存知ですか 行政相談委員

年金・税金のしくみや道路などの国や公社などの仕事について、「困っている。」「どここの窓口に行けばよいかかわらない。」などのお悩みはありませんか。このようなときは、身近な相談相手である行政相談委員にご相談ください。行政相談委員は、総務大臣が委嘱した有識者であり、無報酬で相談に応じています。

このたび、10月1日付で次の方が行政相談委員に委嘱されました。

高田 龍一さん(寺田在住)

(町では、役場本庁および吉川支所で行政相談を行っています。お気軽にご相談ください。)

【相談場所・日時】

・役場本庁 毎月第1月曜日
・吉川支所 毎月第3月曜日

※時間は、2時～4時(要事前予約)

※相談日については、広報とよの「今月の相談窓口」をご参照ください。

問 11 秘書政策課 ☎7399-3413